

「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の「原告」と同じような事情にあったと認められる者に係る取扱いについて

原告と同じような事情の者の取扱い

（令和4年3月18日健発0318第8号健康局長通知）

次の1及び2のいずれにも該当する者は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第1条第3号に規定する「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」と認めることとする。

1. 黒い雨に遭った者

- ① 黒い雨を浴びた、黒い雨で服が濡れたなど、黒い雨に遭ったことが確認できること。
※申請者の個々の状況を踏まえ、黒い雨に遭ったことが否定できない場合は、黒い雨に遭ったものとみなして取り扱う。
- ② 黒い雨に遭った場所・時間帯、降雨状況、生活状況等が「原告」と同じような事情にあったことが確認できること。
※「黒い雨」訴訟の第一審判決及び第二審判決において「黒い雨」が降っていたことの実事認定に用いられた資料や、「黒い雨」に遭った当時の居住地や通学先、勤務先の分かる書類等を基に、個々の事情を踏まえて確認する。

2. 疾病にかかっている者

次に掲げる11種類の障害を伴う疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっている者。

- | | |
|------------------------------------|------------------------------------|
| ① 造血機能障害を伴う疾病（再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など） | ② 肝臓機能障害を伴う疾病（肝硬変など） |
| ③ 細胞増殖機能障害を伴う疾病（悪性新生物など） | ④ 内分泌腺機能障害を伴う疾病（糖尿病、甲状腺機能低下症など） |
| ⑤ 脳血管障害を伴う疾病（くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など） | ⑥ 循環器機能障害を伴う疾病（高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など） |
| ⑦ 腎臓機能障害を伴う疾病（慢性腎炎、慢性腎不全など） | ⑧ 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病（白内障） |
| ⑨ 呼吸器機能障害を伴う疾病（肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など） | ⑩ 運動器機能障害を伴う疾病（変形性関節症、変形性脊椎症など） |
| ⑪ 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病（胃潰瘍、十二指腸潰瘍など） | |

- ※ 過去に白内障の手術を受けた者（眼内レンズ挿入者）は、水晶体混濁による視機能障害にかかっている者とみなす。
- ※ 診断書は、健康管理手当用のものを流用する。
- ※ 健康管理手当の支給要件である障害を伴う疾病の有無の認定における確認方法に準じて確認する。

適用期日

令和4年4月1日から適用する（適用前になされた交付申請については、令和4年4月1日に申請があったものとみなす）

「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の判決に関する内閣総理大臣談話

〔令和3年7月27日閣議決定〕

本年7月14日の広島高等裁判所における「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟判決について、どう対応すべきか、私自身、熟慮に熟慮を重ねてきました。

その結果、今回の訴訟における原告の皆様については、原子爆弾による健康被害の特殊性にかんがみ、国の責任において援護するとの被爆者援護法の理念に立ち返って、その救済を図るべきであると考えに至り、上告を行わないこととしました。

皆様、相当な高齢であられ、様々な病気も抱えておられます。そうした中で、一審、二審を通じた事実認定を踏まえれば、一定の合理的根拠に基づいて、被爆者と認定することは可能であると判断いたしました。

今回の判決には、原子爆弾の健康影響に関する過去の裁判例と整合しない点があるなど、重大な法律上の問題点があり、政府としては本来であれば受け入れ難いものです。とりわけ、「黒い雨」や飲食物の摂取による内部被曝の健康影響を、科学的な線量推計によらず、広く認めるべきとした点については、これまでの被爆者援護制度の考え方と相容れないものであり、政府としては容認できるものではありません。

以上の考えの下、政府としては、本談話をもってこの判決の問題点についての立場を明らかにした上で、上告は行わないこととし、84名の原告の皆様には被爆者健康手帳を速やかに発行することといたします。また、84名の原告の皆様と同じような事情にあった方々については、訴訟への参加・不参加にかかわらず、認定し救済できるよう、早急に対応を検討します。

原子爆弾の投下から76年が経過しようとする今でも、多くの方々がその健康被害に苦しんでおられる現状に思いを致しながら、被爆者の皆様に寄り添った支援を行ってまいります。そして、再びこのような惨禍が繰り返されることのないよう、世界唯一の戦争被爆国として、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を全世界に訴えてまいります。